

第 1 4 5 7 号

甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所
 甲府市丸の内一丁目18番1号
 発行人 甲府市
 毎月5日発行
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

目 次

[規 則]

甲府市病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則.....3
 甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則.....5

[告 示]

国民健康保険料納入通知書兼決定通知書・納入通知書兼更正通知書
 公示送達.....6
 国民健康保険被保険者証無効告示.....7
 差押調書（謄本）公示送達.....8
 公売公告兼見積価格公告.....9
 農業振興地域整備計画の変更公告.....10
 土壤汚染対策法第11条第1項の規定による形質変更時要届出区域
 の指定告示.....11
 配当計算書・充当通知書公示送達.....12
 道路区域の変更告示.....13
 生活保護法等指定介護機関変更公示.....14
 農用地利用集積計画を定めた旨の公告.....15

指定介護予防通所介護相当サービス事業者の指定公示.....16
 後期高齢者医療保険料過誤納金還付・充当通知書公示送達.....17
 開発行為に関する工事の完了公告.....18
 都市計画変更案の縦覧公告.....19
 都市計画事業認可図書縦覧告示（3件）.....20
 市県民税督促状公示送達.....23
 入札告示（2件）.....24
 都市計画図書縦覧告示.....29
 入札告示.....30
 介護保険料更正通知書・納付書公示送達.....34
 差押調書（謄本）公示送達.....35
 介護保険料更正通知書・納入通知書・納付書公示送達.....36
 後期高齢者医療保険料督促状公示送達.....37
 公募型指名競争入札告示（2件）.....38
 開発行為に関する工事の完了公告.....44
 差押調書（謄本）公示送達.....45
 入札告示（3件）.....46

犬又は猫の引取り告示	55
農業振興地域整備計画の変更公告	56
犬又は猫等の収容告示	57
介護保険被保険者証無効告示	58
[教育委員会]	
甲府市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則	59
[農業委員会]	
甲府市農業委員会 1 月定例総会招集公告	60
[上下水道局]	
下水道工事指定店の指定告示	61
指定給水装置工事事業者の指定告示	62
公共下水道の供用開始公告	63
指定給水装置工事事業者の指定告示	64
[任免辞令]	
市長事務部局	65

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

規則

甲府市病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月25日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第1号

甲府市病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則
甲府市病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和39年4月規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表病院事業勘定科目の収益の表中

「	「	国県補助金長期前受金戻入	」
「	を	一般会計負担金長期前受金戻入	」
国県補助金長期前受金戻入		一般会計補助金長期前受金戻入	に改める。
受贈財産評価額長期前受金戻入		受贈財産評価額長期前受金戻入	
」		寄附金長期前受金戻入	
		」	

別表病院事業勘定科目の費用の表中「一時借入金利息」を「一時借入金利息」に改める。
長期借入金利息」

別表病院事業勘定科目の負債の繰延収益の表中

「	「	国県補助金長期前受金	」
「	を	一般会計負担金長期前受金	」
国県補助金長期前受金			

受贈財産評価額長期前受金 一般会計補助金長期前受金 に、
」 受贈財産評価額長期前受金
寄附金長期前受金
」

「 国県補助金長期前受金収益化累計額
受贈財産評価額長期前受金収益化累計額
」 を 「 国県補助金長期前受金収益化累計額
一般会計負担金長期前受金収益化累計額
一般会計補助金長期前受金収益化累計額 に改める。
受贈財産評価額長期前受金収益化累計額
寄附金長期前受金収益化累計額
」

別表病院事業勘定科目の資本の剰余金の表中

「 国県補助金
国県補助金 を 一般会計負担金 に改める。
受贈財産評価額 一般会計補助金
」 受贈財産評価額
寄附金
」

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年度以後の事業年度に係る会計事務の処理について適用する。

甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月25日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第2号

甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市市営住宅条例施行規則（平成9年10月規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

善光寺団地駐車場	3,000円
----------	--------

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

告示

甲府市告示第1号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和3年1月6日

甲府市長 樋口雄一

- | | |
|-------------|--|
| 1 書類名 | 令和2年度甲府市国民健康保険料納入通知書
兼決定通知書
令和2年度甲府市国民健康保険料納入通知書
兼更正通知書 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市市民部市民総室国民健康保険課 |

甲府市告示第2号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

令和3年1月6日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所、被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり

甲府市告示第3号

次の差押にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国税徴収法（昭和34年4月20日法律第147号）第54条の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年1月6日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1 書類名 | 差押調書（謄本）福発第6473号 |
| 2 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 保管場所 | 甲府市福祉保健部福祉支援室介護保険課 |

甲府市告示第4号

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたため、同法第95条の規定により公告する。また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したため、同法第99条の規定により公告する。

令和3年1月6日

甲府市長 樋口雄一

公 売 財 産		
公 売 保 証 金	別紙「公売財産明細書」のとおり	
見 積 価 額		
公 売 方 法	せり売り	
公 売 日 時	公売参加申込期間	令和3年 1月 6日 (水) 午後 1時00分から 令和3年 1月19日 (火) 午後11時00分まで
	入札期間	令和3年 1月25日 (月) 午後 1時00分から 令和3年 1月27日 (水) 午後11時00分まで
公 売 場 所	ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム上 (https://koubai.auctions.yahoo.co.jp/)	
売却決定の日時	令和3年 1月28日 (木) 午前10時00分	
売却決定の場所	山梨県甲府市丸の内1丁目18番1号 甲府市市民部収納管理室滞納整理課	
買受代金納期限	令和3年 2月 4日 (木) 午後2時30分	
買受人についての資格その他の要件	国税徴収法第92条の規定に該当する者、及び同法第108条第1項の規定に該当する者は、買受人になることができません。	
そ の 他	別紙「公売公告兼見積価額の公告のその他の記載事項」のとおり	
配当を受ける者の権利の申出について	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権又は留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書により、その内容を甲府市長に申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は、甲府市役所滞納整理課に用意してあります。	

甲府市告示第5号

甲府農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により当該農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

令和3年1月6日

甲府市長 樋口雄一

1 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課

甲府市告示第6号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和3年1月6日

甲府市長 樋口雄一

- 1 指定する区域
甲府市北新一丁目2番の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

甲府市告示第7号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年1月7日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 市民発第25479号
充当通知書 市民発第25481号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和3年1月21日まで一般の縦覧に供する。

令和3年1月7日

甲府市長 樋口雄一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 2011
- 3 路線名 宿・下曾根線
- 4 道路の区域

旧新 の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市右左口町字清水窪1237番1地先 から 甲府市右左口町字宮沢1439番1地先ま で	5.0～ 12.0	282.4
新	甲府市右左口町字清水窪1237番1地先 から 甲府市右左口町字宮沢1439番1地先ま で	6.5～ 13.2	282.4

甲府市告示第9号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び第54条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定介護機関変更届書を受理したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和3年1月8日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定介護機関変更届書
- 2 事業所番号、事業所の名称、事業所の所在地、開設者、代表者、管理者、変更事項、変更年月日

別紙のとおり

甲府市告示第10号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

令和3年1月8日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

甲府市告示第11号

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第3の規定に基づき指定介護予防通所介護相当サービス事業者として次の者を指定したので、同要綱第10の規定により公示する。

令和3年1月8日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 0875200776 |
| 2 | 事業所の名称 | 指定訪問介護フクシス |
| 3 | 事業所の所在地 | 茨城県神栖市息栖3040-93
第15平成荘8号棟 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 茨城県神栖市息栖3040-93
第15平成荘8号棟
合同会社 フクシス
代表社員 伊藤 千景 |
| 5 | サービスの種類 | 介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防訪問介護相当サービス) |
| 6 | 指定年月日 | 令和2年10月1日 |

甲府市告示第12号

次の後期高齢者医療保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和3年1月8日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|-------------------------|
| 1 書類名 | 後期高齢者医療保険料 過誤納金還付・充当通知書 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

甲府市告示第13号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年1月12日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市中町字中ノ坪395番1
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市大里町294番地3
住感シリーズPK大里305
天野裕樹

甲府市告示第14号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに甲府市に意見書を提出することができる。

令和3年1月12日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------------|--|
| 1 | 都市計画の種類 | 甲府都市計画道路3・4・15号住吉四丁目善光寺線の変更 |
| 2 | 都市計画の変更に係る土地の区域 | 縦覧に供する図書に明示する部分 |
| 3 | 縦覧場所 | 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課
甲府市丸の内一丁目18番1号甲府市役所本庁舎7階 |
| 4 | 縦覧期間 | 令和3年1月12日から
令和3年1月26日まで
ただし縦覧場所の開所時間は、土・日曜日を除く
午前8時30分から午後5時15分までとする。 |
| 5 | 意見書の提出先 | 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課 |
| 6 | 意見書の提出方法 | 直接持参又は郵送 |
| 7 | 意見書の提出期限 | 令和3年1月26日 午後5時15分 |
| 8 | 都市計画案の概要 | 案の概要については省略し、甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課において縦覧に供する。 |

甲府市告示第15号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業認可の図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年1月13日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 施行者の名称 山梨県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
甲府都市計画道路事業 3・3・1号 和戸町竜王線
- 3 事業計画
 - イ 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - ロ 設計の概要

起 点	山梨県甲府市朝気一丁目930番16
終 点	山梨県甲府市中央五丁目494番
延 長	367m
幅 員	22m
車線の数	4車線
 - ハ 事業施行期間

自	平成24年10月30日
	(平成33年 3月31日)
至	令和10年 3月31日
- 4 縦覧場所 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業認可の図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年1月13日

甲府市長 樋口雄一

- 1 施行者の名称 山梨県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
甲府都市計画道路事業 3・3・1号 和戸町竜王線
- 3 事業計画
 - イ 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - ロ 設計の概要
 - 起 点 山梨県甲府市中央五丁目494番
 - 終 点 山梨県甲府市中央五丁目361番
 - 延 長 241m
 - 幅 員 22m
 - 車線の数 4車線
 - ハ 事業施行期間
 - 自 平成26年 4月21日
(平成33年 3月31日)
 - 至 令和10年 3月31日
- 4 縦覧場所 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課

甲府市告示第17号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業認可の図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年1月13日

甲府市長 樋口雄一

- 1 施行者の名称 山梨県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
甲府都市計画河川事業 濁川
- 3 事業計画
 - イ 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - ロ 設計の概要
 - 起 点 山梨県甲府市朝気一丁目930番3
 - 終 点 山梨県甲府市城東二丁目247番
 - 延 長 331m
 - 川 幅 13.1m～18.6m
 - ハ 事業施行期間
 - 自 平成26年 4月21日
(平成33年 3月31日)
 - 至 令和10年 3月31日
- 4 縦覧場所 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課

甲府市告示第18号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和3年1月13日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| 1 書類名 | 令和2年度市県民税普通徴収督促状
令和2年度市県民税特別徴収督促状 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年1月14日

甲府市長 樋口雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(設計) 804号		
業務名	緑が丘スポーツ公園前期整備 (A工区) 実施設計業務委託		
施行場所	甲府市緑が丘二丁目地内		
業務概要	1	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・野球場管理棟改築設計 RC造平屋建て 延べ面積370.0㎡程度 上部スタンド付き ・野球場附属施設設計 バックネット、防球ネット等 ・既存野球場及びアクセス線影響部分解体設計一式
	2	履行期間	令和3年12月24日まで
	3	予定価格 (税込み)	公表しない
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	<p>「設計」 甲府市における「設計」に係る競争入札参加資格を有し、入札説明書の条件を満たす1者又は2者を構成員とする自主結成による特定設計業務共同企業体（以下「企業体」という）であること。 なお、事業協同組合又は協会（以下「組合等」という）が参加する場合には、単体とし、企業体の代表者及び構成員となることはできない。</p>
	3	同種業務施行実績	入札説明書1(3)に記載
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書1(5)に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和3年1月14日

	2	入札説明書等配付締切日	令和3年1月25日
	3	申請書受付開始日	令和3年1月14日
	4	申請書受付締切日	令和3年1月25日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認通知日	令和3年1月29日
	6	設計図書配付開始日	令和3年1月14日
	7	設計図書配付締切日	令和3年2月1日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和3年1月14日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和3年2月1日
	10	入札及び開札日時	令和3年2月8日 午前9時00分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 積算内訳書
入札参加資格 に対する 説明	1	質問	令和3年2月4日 午後5時まで
	2	回答	令和3年2月8日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
最低制限価格 制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年1月14日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(設計) 809号		
業務名	緑が丘スポーツ公園前期整備 (B工区) 実施設計業務委託		
施行場所	甲府市緑が丘二丁目地内		
業務概要	1	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外トイレ設計 RC造平屋建て 66.0㎡程度 ・管理詰所設計 S造2階建て 50.0㎡程度 ・倉庫設計 S造平屋建て 6.0㎡程度 ・テニスコートA、B改修設計 ・船出広場アクセス線整備に伴う擦り付け部改修設計 ・テニスコート南側道路詳細設計 一式
	2	履行期間	令和3年12月24日まで
	3	予定価格 (税込み)	公表しない
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	<p>「設計」 甲府市における「設計」に係る競争入札参加資格を有し、入札説明書の条件を満たす1者又は2者を構成員とする自主結成による特定設計業務共同企業体（以下「企業体」という）であること。 なお、事業協同組合又は協会（以下「組合等」という）が参加する場合には、単体とし、企業体の代表者及び構成員となることはできない。</p>
	3	同種業務施行実績	入札説明書1(3)に記載

	4	配置予定技術者の資格	入札説明書 1 (5) に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和 3 年 1 月 1 4 日
	2	入札説明書等配付締切日	令和 3 年 1 月 2 5 日
	3	申請書受付開始日	令和 3 年 1 月 1 4 日
	4	申請書受付締切日	令和 3 年 1 月 2 5 日 午後 3 時まで
	5	入札参加資格確認通知日	令和 3 年 1 月 2 9 日
	6	設計図書配付開始日	令和 3 年 1 月 1 4 日
	7	設計図書配付締切日	令和 3 年 2 月 1 日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和 3 年 1 月 1 4 日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和 3 年 2 月 1 日
	10	入札及び開札日時	令和 3 年 2 月 8 日 午前 9 時 1 0 分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 積算内訳書
入札参加資格 に対する 説明	1	質問	令和 3 年 2 月 4 日 午後 5 時まで
	2	回答	令和 3 年 2 月 8 日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の 10 / 100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
最低制限価格 制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市告示第21号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年1月15日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------------|------------------------------|
| 1 | 都市計画の種類 | 甲府都市計画道路
（3・4・9号城東三丁目敷島線） |
| 2 | 都市計画を定める土地の区域 | 縦覧に供する図書に明示する部分 |
| 3 | 縦覧場所 | 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課 |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の物件の売却について一般競争入札を執行する。

令和3年1月19日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札に付する売却物件概要等

① 物件番号（2）1-1

ア 物件の種別 土地
イ 所在及び地番 甲府市大手二丁目4112番
ウ 地目 宅地
エ 地積 449.04㎡
オ 最低売却価格 21,339,728円

② 物件番号（2）1-2

ア 物件の種別 土地
イ 所在及び地番 甲府市山宮町字米草5012番20
ウ 地目 宅地
エ 地積 194.49㎡
オ 最低売却価格 4,364,940円

③ 物件番号（2）1-3

ア 物件の種別 土地
イ 所在及び地番 甲府市山宮町字米草5012番21
ウ 地目 宅地
エ 地積 252.22㎡
オ 最低売却価格 6,335,010円

2 入札参加申込みの受付期間、受付場所及び受付方法

(1) 受付期間

令和3年1月28日（木）から令和3年2月10日（水）までの午前9時から午後5時までの間。（この期間内の市の休日を除く。）

(2) 受付場所

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎5階
甲府市総務部契約管財室管財課
電話055-237-5197

(2) 受付方法

持参又は郵送（簡易書留）による受付とし、郵送による場合は、令和3年2月10日（水）当日消印有効とする。

3 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札及び開札の日

令和3年2月18日(木)

(2) 入札の受付、入札及び開札の時間

物件番号	物件の所在	入札の受付時間	入札時間	開札時間
(2)1-1	甲府市大手二丁目 4112番	午後1時30分から 午後1時50分まで	午後2時00分から	入札 終了後
(2)1-2	甲府市山宮町字米草 5012番20	午後3時00分から 午後3時20分まで	午後3時30分から	入札 終了後
(2)1-3	甲府市山宮町字米草 5012番21	午後4時00分から 午後4時20分まで	午後4時30分から	入札 終了後

(3) 場所

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎6階 入札室1
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

4 入札に参加できる者の資格及び要件

次のいずれにも該当しない法人又は個人であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者であつて、当該各号に該当する事実があった日から2年を経過していない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者又は役員が暴力団員である法人
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体又は当該団体の役職員若しくは構成員
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者であつて、裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者であつて、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者
- (7) 入札の公告の日から入札の日までの間に、「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づき指名停止を受けている者
- (8) 市区町村税を滞納している者
- (9) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する甲府市職員

5 入札を無効とする場合に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札保証金を納付したことを証する書面の提出がない又は入札書に書かれた金額が入札保証金の20倍を超える入札
 - (2) 1物件につき、1人で2通以上の入札をした場合は、その全部の入札
 - (3) 入札書に書かれた金額又は氏名（法人にあっては商号名称及び代表者名）の確認し難いもの、鉛筆書きのもの、押印のないもの、その他誤脱等により意思表示が不明瞭なため識別し難いもの
 - (4) 入札書に書いた金額を訂正した入札
 - (5) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと市職員が認める場合における全部の入札
 - (6) 入札時において、4の「入札に参加できる者の資格及び要件」を満たさなくなった者の入札
 - (7) 入札参加申込みをしない者の入札
 - (8) 代理人として代理権の確認を受けていない者の入札
 - (9) 入札にあたり他人を脅迫するなど、不正行為のあった者の入札
 - (10) 最低売却価格に達しない入札
 - (11) 入札に関し、市職員の指示に従わなかった者の入札
 - (12) 郵送による入札
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、一般競争入札案内書に規定する入札に関する条項に違反した者の入札
- 6 落札者の決定方法
- 開札後、最低売却価格（予定価格）以上で入札した者のうち、最高価格をもって有効な入札した者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合、入札者は「くじ」を辞退することができないものとする。
- 7 契約書作成の要否及び代金支払方法
- 契約書の作成を要し、代金は一括現金納入とする。
- 8 入札保証金、契約保証金及び違約金に関する事項
- (1) 入札保証金の納付等
 - ア 入札保証金は、各自入札価格の100分の5以上に相当する金額を、一括で甲府市の指定する口座に振り込むものとする。
 - イ 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預金口座へ振り込む方法により返還する。
 - ウ 入札保証金には、利息を付さない。
 - (2) 契約保証金の納付等
 - ア 契約保証金は、売買価格の100分の10以上に相当する金額を、契約締結時に一括で甲府市の指定する口座に振り込むものとする。
 - イ 契約保証金は、売買代金に充当するものとする。
 - ウ 契約保証金には、利息を付さない。
 - (3) 違約金

ア 落札者が、落札日の翌日から7日以内に、売買契約を締結しないとき（落札後、入札申込みができない者であることが判明し、その入札が無効になったときなどを含む。）は、違約金として入札保証金は甲府市に帰属する。

イ 落札者が、契約締結日より30日以内に売買代金（充当された契約保証金を除いた額）の支払いを行わなかったときは、売買契約を解除のうえ、違約金として契約保証金は甲府市に帰属する。

9 一般競争入札案内書の配付

(1) 配付期間

本告示の日から令和3年2月10日（水）まで

(2) 配付場所等

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎5階

甲府市総務部契約管財室管財課及び甲府市公式ホームページ

10 現地説明会開催

入札参加申込受付期間中、希望者に対して実施する。

11 特記事項

(1) 現状有姿による契約

現状有姿の状態で売り渡すものとする。

(2) 土地利用制限

落札した市有地を利用するにあたっては、売買契約締結の日から10年間、次に掲げる用に供してはならない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業

12 その他

この公告に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、甲府市契約規則、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）、一般競争入札案内書等に定めるところによる。

甲府市告示第23号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和3年1月19日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 書類名 | 甲府市介護保険料 更正通知書
甲府市介護保険料 納付書 |
| 2 | 発送日 | 令和2年12月10日 |
| 3 | 項目 | 令和2年度介護保険料更正通知書
令和2年度介護保険料6期分 |
| 4 | 納期限 | 令和3年1月4日 |
| 5 | 納付場所 | 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行
甲府市指定コンビニエンスストア
甲府市市民部収納管理室収納課
甲府市福祉保健部福祉支援室介護保険課
窓口センター |
| 6 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 7 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部福祉支援室介護保険課 |

甲府市告示第24号

次の差押にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国税徴収法（昭和34年4月20日法律第147号）第54条の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年1月20日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書謄本 福発第6805号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部福祉支援室介護保険課 |

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和3年1月21日

甲府市長 樋口雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 書類名 | 甲府市介護保険料 更正通知書
甲府市介護保険料 納入通知書
甲府市介護保険料 納付書 |
| 2 | 発送日 | 令和3年1月14日 |
| 3 | 項目 | 令和2年度介護保険料更正通知書
令和2年度介護保険料納入通知書
令和2年度介護保険料7～9期分 |
| 4 | 納期限 | 令和3年2月1日（7期） 令和3年3月1日（8期）
令和3年3月31日（9期） |
| 5 | 納付場所 | 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行
甲府市指定コンビニエンスストア
甲府市市民部収納管理室収納課
甲府市福祉保健部福祉支援室介護保険課
窓口センター |
| 6 | 送達を受けるべき者 | （省略）
（省略） |
| 7 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部福祉支援室介護保険課 |

甲府市告示第26号

次の後期高齢者医療保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和3年1月25日

甲府市長 樋口雄一

- | | |
|-------------|----------------|
| 1 書類名 | 後期高齢者医療保険料 督促状 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

公募型指名競争入札実施要綱(平成17年4月1日総第1号)第5の規定により、次の1件の公募型指名競争入札を執行する。

令和3年1月25日

甲府市長 樋口雄一

1 入札対象業務

- (1) 入札番号 (環) 第19号
- (2) 業務名 甲府市指定ごみ袋の作製、保管及び配送等業務委託
(東・北・中央ブロック)
- (3) 履行期間 契約締結日から令和4年3月31日まで
- (4) 履行場所 甲府市内(東・北・中央ブロック)
- (5) 業務内容 仕様書による
- (6) 予定価格 公表しない
- (7) 最低制限価格 設けない

2 入札参加資格

令和3・4年度における甲府市物品供給競争入札有資格者名簿の登載予定者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店がある者であること。
- (2) 仕様書の定める指定ごみ袋及びごみ処理券を確実に作製、又は調達するとともに、自ら保管して甲府市登録販売店からの発注に応じて配送できる者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止等を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

- (9) 入札参加資格者が入札日までに入札条件を満たさなくなったときは、入札に参加することができない。
- 3 入札参加申請書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和3年1月25日(月)～令和3年2月3日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市環境部環境総室総務課
甲府市上町601番地4 甲府市環境センター管理棟1階
電話055-241-4311
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。
ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約
/入札情報(その他・公募型))から情報を入手する場合は、
この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び受付場所
- ア 期間 令和3年1月25日(月)～令和3年2月3日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市環境部環境総室総務課
甲府市上町601番地4 甲府市環境センター管理棟1階
電話055-241-4311
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 令和3年2月26日(金) 午前9時30分
- (2) 場 所 甲府市環境センター管理棟3階 大会議室
甲府市上町601番地4
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この広告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：(契約金額の10/100)
- ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の

間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

公募型指名競争入札実施要綱(平成17年4月1日総第1号)第5の規定により、次の1件の公募型指名競争入札を執行する。

令和3年1月25日

甲府市長 樋口雄一

1 入札対象業務

- (1) 入札番号 (環) 第18号
- (2) 業務名 甲府市指定ごみ袋の作製、保管及び配送等業務委託
(西・南ブロック)
- (3) 履行期間 契約締結日から令和4年3月31日まで
- (4) 履行場所 甲府市内(西・南ブロック)
- (5) 業務内容 仕様書による
- (6) 予定価格 公表しない
- (7) 最低制限価格 設けない

2 入札参加資格

令和3・4年度における甲府市物品供給競争入札有資格者名簿の登載予定者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店がある者であること。
- (2) 仕様書の定める指定ごみ袋及びごみ処理券を確実に作製、又は調達するとともに、自ら保管して甲府市登録販売店からの発注に応じて配送できる者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止等を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。
- (9) 入札参加資格者が入札日までに入札条件を満たさなくなったときは、入札

に参加することができない。

- 3 入札参加申請書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
 - (1) 配付期間 令和3年1月25日(月)～令和3年2月3日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く)
午前9時～午後5時
 - (2) 配付場所 甲府市環境部環境総室総務課
甲府市上町601番地4 甲府市環境センター管理棟1階
電話055-241-4311
 - (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。
ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約
/入札情報(その他・公募型))から情報を入手する場合は、
この限りでない。
 - (4) 申請書等の受付期間及び受付場所
 - ア 期間 令和3年1月25日(月)～令和3年2月3日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く)
午前9時～午後5時
 - イ 場所 甲府市環境部環境総室総務課
甲府市上町601番地4 甲府市環境センター管理棟1階
電話055-241-4311
- 4 入札及び開札の日時及び場所
 - (1) 日 時 令和3年2月26日(金) 午前9時00分
 - (2) 場 所 甲府市環境センター管理棟3階 大会議室
甲府市上町601番地4
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
この広告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
 - (1) 入札保証金：免除
 - (2) 契約保証金：(契約金額の10/100)
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ

同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年1月26日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市中小河原町字一里山135番6、136番1及び136番8から
136番23まで
以上18筆及び道・水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、ごみ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市朝気一丁目5番7号
アトム不動産株式会社
代表取締役 藤原 義輝

甲府市相生一丁目16番16号
有限会社セントラルホームズ
代表取締役 雨宮 孝

甲府市告示第30号

次の差押にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国税徴収法（昭和34年4月20日法律第147号）第54条の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年1月26日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|--------------------|----------|
| 1 | 書類名 | 差押調書（謄本） | 福発第7432号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部福祉支援室介護保険課 | |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年1月26日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) 入札番号 | 第3146号 |
| (2) 物件名 | 家庭学習用通信機器（ルーター） |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
 - (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「事務用品」または「情報・通信」で登録されている者であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
 - (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (8) 市税の滞納がない者であること。
 - (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和3年1月26日（火）～令和3年2月5日（金）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
 - ア 期間 令和3年1月26日(火)～令和3年2月5日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
 - イ 場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和3年2月18日(木) 午前10時15分
- (2) 場所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年1月26日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 入札番号 | 第3147号 |
| (2) 物件名 | 手指消毒用アルコール（5L） |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
 - (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「医薬品」又は「荒物・金物」で登録されている者であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
 - (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (8) 市税の滞納がない者であること。
 - (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和3年1月26日（火）～令和3年2月5日（金）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和3年1月26日(火)～令和3年2月5日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和3年2月18日(木) 午前10時00分
- (2) 場所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする

契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年1月26日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 入札番号 | 第3174号 |
| (2) 物件名 | 消毒用アルコール |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
 - (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「医薬品」又は「荒物・金物」で登録されている者であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
 - (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (8) 市税の滞納がない者であること。
 - (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和3年1月26日（火）～令和3年2月5日（金）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和3年1月26日(火)～令和3年2月5日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和3年2月18日(木) 午前10時30分
- (2) 場所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第34号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和3年2月1日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和3年1月27日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 拾得場所：甲府市朝気三丁目地内（ファミリーマート甲府朝気店付近）
- 2 犬又は猫の別：犬
- 3 種類：雑種
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：白こげ茶
- 6 その他の特徴：成犬、青い革製の首輪（赤系のリード付き）
- 7 連絡先：甲府市福祉保健部健康支援センター生活衛生薬務課
電話055-237-2550

甲府市告示第35号

甲府農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により当該農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

令和3年1月28日

甲府市長 樋口雄一

1 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課

甲府市告示第36号

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき次の犬、猫等の収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和3年2月2日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にする事。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は処分する。

令和3年1月28日

甲府市長 樋口雄一

- 1 収容場所：甲府市下曾根町地内（デイリーヤマザキ甲府南インター店付近）
- 2 動物種：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：キジ白
- 6 その他の特徴：成猫、首輪なし、中型
- 7 連絡先：甲府市福祉保健部健康支援センター生活衛生薬務課
電話055-237-2550

甲府市告示第37号

次の介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により無効である旨を告示する。

令和3年1月29日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号及び住所並びに氏名 別紙のとおり

教育委員会

甲府市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月22日

甲府市教育委員会

教育長 數野 保秋

甲府市教育委員会規則第1号

甲府市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市立図書館条例施行規則（平成8年10月教委規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条中「図書館の開館時間は、午前10時から午後9時」を「図書館の開館時間は、午前10時から午後7時」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

農業委員会

甲府市農業委員会告示第1号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会1月定例総会を、令和3年1月29日午後2時00分、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

令和3年1月26日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 令和3年2月告示分農用地利用集積計画について
- 3 甲府農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について
- 4 令和3年度農業臨時雇賃金等標準額について

上下水道局

甲府市上下水道局告示第1号

甲府市下水道条例（昭和37年7月条例第33号）第6条にかかわる甲府市下水道工事指定店として、工事施工業者を指定したので、甲府市下水道工事指定店規程（平成19年4月規程第30号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年1月13日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

指定年月日	令和3年1月13日
指定番号	第285号
指定店名	丸光建設株式会社
所在地	甲府市大手二丁目2番21号
代表者氏名	池谷 愛三

甲府市上下水道局告示第2号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者の指定をしたので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第1号の規定により告示する。

令和3年1月21日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

指 定 番 号	第 4 4 6 号
指 定 業 者 名	野中住宅設備
所 在 地	山梨県中央市藤巻2898-2
代 表 者	野中 茂

甲府市上下水道局告示第3号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、その関係図面は、甲府市上下水道局工務部工務総室計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和3年1月21日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日
令和3年2月1日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域
 - (1) 古府中町の一部区域
 - (2) 里吉二丁目の一部区域
 - (3) 下今井町の一部区域
 - (4) 下曾根町の一部区域
- 3 供用を開始する排水施設の位置
甲府市上下水道局工務部工務総室計画課に備え置く図面のとおり
- 4 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別
分流式
- 5 縦覧期間
令和3年1月25日から令和3年1月29日までの午前8時30分から午後5時15分まで

甲府市上下水道局告示第4号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者の指定をしたので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第1号の規定により告示する。

令和3年1月28日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

指 定 番 号	第 4 4 7 号
指 定 業 者 名	明和工業(株)
所 在 地	山梨県甲府市徳行4-9-15
代 表 者	今井 克次

任免辞令

(市長事務部局)

藤井 絢香

技術職員に採用する

保健師を命ずる

福祉保健部健康長寿室地域保健課技師を命ずる

任期は令和 5年 3月31日までとする

以 上 発 令 日 令和 3年 1月 1日

市立甲府病院 看護部

主任 大曾根 愛美

退職を承認する

以 上 発 令 日 令和 3年 1月14日

企画部

企画総室

企画課

係長 小林 明

福祉保健部

福祉支援室

介護保険課

主事 堀 宏江

(各通)

退職を承認する

以 上 発 令 日 令和 3年 1月31日